

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく足利市職員措置請求書が提出され、同条第4項の規定による監査を実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 林 吉 郎

足利市監査委員 河 内 利 雄

記

足利市職員措置請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

住所(略)

職業(略)

氏名(略)

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成20年11月17日である。

3 請求の内容

請求人提出の足利市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

足利市福祉タクシー料金補助事業に関する措置請求の要旨

(1) 主張事実

ア 足利市長(以下「市長」という。)は、タクシー会社に対し、足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5条に定める基本料金を「一般のタクシー利用者がタクシーを利用する場合の基本料金(710円)」と解釈し、支払っている。障害者が利用する場合の基本料金は1割引(630円)であり、1回に80円も多く支払っていることに

なる。平成19年12月10日以降に運賃が改正されているが、その前日以前も同様に1回に60円以上多く支払っている。

イ 平成19年度のタクシー券の利用枚数は、64,215枚に上り、規定より多く支払われた額は約450万円にもなる。

ウ 市長は、「利用回数に応じて協力企業に助成を行い、助成額は、関東運輸局より認可された運賃＝基本金額＝定額とする」と回答しているが、定額という規定は要綱になく、関東運輸局より障害者を対象とした割引運賃が認可されていることに反する。また、助成する相手は障害者とするのが正しく、協力企業へ助成とするのは誤りである。

エ 関東運輸局栃木運輸支局に障害者割引について尋ねたところ、口頭ではあるが、請求人の言うとおりの回答を得た。障害者割引対象者の初乗り運賃は、通常の初乗り運賃の割引適用後の運賃となることは明らかである。

オ 市長は、「障害者が基本料金内の距離で利用した場合、現在の要綱では、基本料金の割引を想定し基本料金の助成を減額することにはなっていない」と回答しているが、基本料金は障害者割引が適用されて当然である。

カ タクシー券で助成されるべき金額は、障害者割引適用後の基本料金であり、市長らが行った支出は、要綱に定める障害者を対象とした制度の勝手な解釈による形骸化を図ると同時に違法・不当な支出に該当するものである。

キ 協力企業が、基本料金内の距離を乗車した者から、割引前の金額(710円)を受け取っていたら道路運送法違反となり、これを市長が是とするなら、市長、協力企業ともに共同正犯となる。

(2) 措置要求

上記違法不当な公金支出行為による損害を補填する、あるいは足利市(以下「市」という。)の損害を防止、回復するために有効な措置を講じるよう、市長ほか関係機関に対し勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、一部を請求人に補正させたいうえ、法定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

5 請求の受理日及び審査期間

ア 本請求書の受理日は、平成20年12月3日である。

イ 審査期間は、平成20年11月17日から平成21年1月19日まで(補正期間4日間を除く)である。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

地方自治法第242条第2項により、同条第1項の請求は、当該行為のあった日又は終わった

日から1年以内とされているので、本請求があった平成20年11月17日から遡り、平成19年度分で同年11月17日以降に支出があったものを対象に、請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断し、「当該支出のうち、違法・不当な支出があるか、どうか」とした。

なお、本件請求において、請求人は、ほかにも主張を行っているが、上記主張のア、イ以外の主張については、市の執行機関又は職員の財務会計行為等とは無関係であるから、監査対象事項としなかった。

2 監査対象部局

市民福祉部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年1月14日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述における主張は、次のとおりであった。(請求書の本文及び事実証明書における主張事実を除く。)

ア 市の情報公開により得られた「足利市福祉タクシー利用状況報告書」から、大半の事業者が障害者割引を適用せず、福祉タクシー券1枚あたり一般の基本料金710円を市から受け取っていたことが判った。既存の事業者が一般の基本料金を請求するのは誤りで、あくまでも障害者割引後の基本料金を請求するものでなければならない。

イ 市が漫然と当該事業者と毎年度契約の更新を続けていることは、重大な落ち度であり、不当・違法な支出である。

ウ 市は、要綱の目的を「協力企業へ助成を行う方法により、障害者の利便と事業の円滑な実施を図っている」と解釈し、「障害者に割引を適用するのではなく、協力企業に助成するのだから、問題ない」と言わんばかりで、詭弁である。しかし、助成対象者は、福祉タクシー券の交付対象者であり、その効果として、協力企業が助成額を得るに過ぎない。

エ 市は、「市の判断で基本料金分を支出しており、考え方の相違がある。ただ、指摘があった点については検討したい」としている。

しかし、地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めている。

オ 足利市福祉タクシー料金補助事業(以下「福祉タクシー事業」という。)は、市独自の補助事業であり、市が判断するのだからという理由で、道路運送法の目的が損なわれること、並びに、要綱に定める障害者等の社会生活の向上等を図るという名目の下で、市民の税金が恣意的な解釈で費消されることが許せない。

4 監査の方法

(1) 書類審査

監査対象部局から監査対象事項に係る資料の提出を求め、書類審査を行った。

(2) 関係人事情聴取等

ア 平成20年11月19日付で市長から「住民監査請求に対する市の考え方」(乙第5号証)の提出があった。

イ 平成21年1月14日に市職員の関係人として市民福祉部長、社会福祉課長、同課障害福祉担当主幹及び同担当主査の出席を求め、事情聴取を行った。

(3) 乙第5号証その他の書証及び関係職員の説明

ア 乙第5号証等における主張は、次のとおりであった。

(ア) 福祉タクシー事業における基本料金は、各タクシー事業者が個々に認可された額であり、障害者は、障害者割引(1割引)適用後の金額から、タクシー券分を減じた残額を負担する仕組みとなっている。

(イ) 市長は、乗車した利用回数に応じて協力企業へ助成を行っている。

(ウ) 市とタクシー事業者とで協定を結び、市のタクシー券分の料金については、要綱第11条の規定により、市からタクシー事業者に支払う方法としている。

(エ) 障害者割引制度は、国の指導によりタクシー業界が平成2年度から実施している運賃割引制度であり、割引方法は、関東運輸局の公示によれば、メーター表示額から割引相当額を減ずる方法となっている。

(オ) 福祉タクシー事業は、法律等に基づくものではなく市独自の制度であり、障害者割引制度と併用する場合の割引方法は、関東運輸局自動車交通部から「メーター表示額から1割引した金額から、タクシー券分を減ずる」との回答を得ている。

(カ) 請求人は「障害者が利用する場合の基本料金(630円)があるかのような指摘をしているが、関東運輸局の公示には、そこまでの言及はなく、「メーター表示額から割引相当額を減ずる方法による」となっている。

(キ) タクシーの障害者割引は、障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進することに目的があり、その利益は障害者が受けるべきもので、併用して福祉タクシー事業を行う市が受けるものではない。

(ク) 障害者割引は、メーター表示額の1割をタクシー事業者が負担し障害者の社会参加に協力しているものである。タクシー事業者へ負担を求める場合(障害者割引を求める場合)には、障害者の費用負担がある場合に割引分をタクシー事業者が負担すべきと解するのが自然である。

(ケ) 障害者が基本料金内の距離で乗車しタクシー券を使用した場合、障害者には割引を適用すべき費用負担がなく、また、市は割引の利益を受ける立場にないので、市は基本料金と同じ額を負担することが適正であると考えます。

(コ) 福祉タクシー事業は、障害者割引制度とは別の市独自の事業であり、障害者の費用負担

を軽減するための仕組みである。したがって請求人の主張する道路運送法違反とされる理由もなく、違法不当な支出もない。

イ 事情聴取における主張は、次のとおりであった。(乙第5号証その他の書証における主張事実を除く。)

(ア) 障害者が基本料金内の距離で利用した場合の助成額は、タクシー事業者それぞれが認可された金額となる。

(イ) タクシー事業者から利用状況報告書を受け付けた際、障害者が基本料金内の距離で利用したかどうかを確認することはできない。

(ウ) 平成20年度に向けた要綱改正の際、タクシー事業者から福祉タクシー券(基本分)を定額制とする提案を受けたが、利用者の混乱を防ぐため、従前どおりとした。

(エ) タクシー事業者が障害者割引をするかどうかは、当該事業者の任意である。ただし、当該事業者の認可更新の際、行政指導がある。

第3 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 「障害者割引制度は、運賃の基本料金にも適用される。すなわち、割引後の基本料金が障害者に対する基本料金である」との請求人の主張は、関東運輸局栃木運輸支局の口頭による回答「資料第9号 障害者割引運賃の適用方についての疑義」(甲第9号証)もあり、妥当なものと判断される。

このため、障害者が基本料金分のみを利用した場合には、1割引が行われなかった可能性が想定される。

(2) しかし、市より提出された関東運輸局自動車交通部からの「『まず1割引した金額から「タクシー券」分を減ずる』が正となります」との文書による回答(乙第5号証「資料4」)が提出されており、このことから、障害者割引については、メーターの運賃料金額の総額から1割引されることにより、障害者は1割引後の運賃料金から福祉タクシー券分を減じた残額を支払う仕組みになっており、こうした仕組みによって運賃料金の精算が行われることが通常である。

障害者がタクシーを利用するに当たって、常に基本料金分とは限らず、また、運賃料金の総額から1割引した金額からタクシー券を減じて精算が行われていれば、タクシー事業者は、運賃料金について道路運送法で認可された条件を遵守していることとなる。

(3) 一方、要綱の様式第1号「足利市福祉タクシー券(基本分)」(以下「様式第1号」という。)においては、個人情報保護の観点から、乗車年月日、タクシー事業者名、運転手名のみ記載で、乗車区間及び乗車時間は記載されない。

(4) また、要綱の様式第4号「足利市福祉タクシー利用状況報告書」には、乗車月、特大・中型・小型の車種、超過分、単価、利用枚数及び利用金額の記入欄があり、それぞれ記載されて請求される。

(5) このため、基本料金分のみ利用がどの部分となるかを特定しなければならないが、基本料金分の利用は文字どおり、すべてのタクシー利用の場合にその基礎となるもので、(3)(4)

の記載から見れば、基本料金分のみの利用を特定することは不可能であり、それは同時に、基本料金分を超えた利用を特定することも不可能である。

したがって、過大に支出した助成額を特定することは、困難であると判断する。

- (6) さらに、基本料金超過分の利用券の使用が認められていた期間についても、「資料第6 - 1号 足利市福祉タクシー利用状況報告書」(甲第6 - 1号証)、「資料第6 - 2号 足利市福祉タクシー利用状況報告書」(甲第6 - 2号証)の基本料金分の合計枚数から超過分の利用枚数を控除して得た数をもって基本料金分の利用枚数とし、これをもって障害者の基本料金分のみの利用枚数と推定し、過大に支出した助成額を特定するには、「1回の利用に超過分の利用券が1枚に限定されていなかった(関係職員の発言)」ことから、これまた同様に不可能であり、困難である。
- (7) 以上のことから、基本料金分のみの利用についての明らかな事実が特定されない限り、過大に支出した助成額を特定することは、困難と言わなければならない。

2 結論

以上のことから本請求については、違法・不当な支出を確認し得ない。
よって、本請求を棄却する。

第4 附記

今回の足利市職員措置請求は、福祉タクシー事業実施の根拠となる要綱に不備があったことに起因するものである。その結果、請求人が主張するような疑義を生じ、障害者福祉事業への信頼を失いかねない事態を招いたことは、まことに遺憾である。

ことに様式第1号は、市が交付した時点で何円に値するか確定せず、また、協定を結んだタクシー事業者からタクシー券基本分の請求を受けた時点においても何円になるか実行を確認できないことは、公金支出手続の観点から不適切と言わざるを得ない。

さらに、請求人の指摘のとおり、「資料第2号 「足利市福祉タクシー料金補助事業」にかかるご質問について(回答)」(甲第2号証)において、「利用回数に応じて協力企業へ助成を行っている」と要綱の解釈を誤っていることも由々しき事態であるので、今後、市民の十分な理解を得られるよう制度の適切な運用に努められたい。

要綱第1条に謳う崇高な目的が実現され、公金支出への疑義が払拭されるよう早急な改善を要望するものである。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

足利市職員措置請求書

足利市福祉タクシー料金補助事業に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 監査請求の対象行為

ア 足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱

足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱(資料3)に基づき、「タクシー券」の交付を受けた障害者(利用者)が、タクシーに乗車してタクシー券を使用した後に、協力企業(資料4、5)であるタクシー会社が、その利用されたタクシー券を添付して足利市福祉タクシー券利用状況報告書(資料6)によって足利市に請求することと定められ、その精算は前月分を毎月10日までに請求させ、毎月末日までの精算とされています。

これは、平成13年4月1日から実施されており、現在も協力企業との間で毎月精算されています。

イ 要綱に基づく支出

足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱(資料3)では、当然のことながら交通機関の利用が困難な障害者に特定して交付がなされているところであり、同要綱第1条にある「…障害者が、通院などのためタクシーを利用する場合に、その基本料金を助成することによって…」とあり、障害者が利用する場合の基本料金(資料7、9、10、11)(障害者割引適用：現行630円)を助成することが明らかなのでありますが、市長ないしすべての支出手続きに関わった担当者らが行った支出は、同要綱第5条に定める「タクシー券は乗車1回につき基本料金」を「一般のタクシー利用者がタクシーを利用される場合の基本料金(710円)」(資料7)と解釈し、1回に80円も多くタクシー会社に支払っています。

平成19年度のタクシー券の利用枚数は、64,215枚に上っており、規定より多く支払われた額は約450万円にもなります。

平成19年12月10日以降に運賃改正がなされておりますが、平成19年12月9日以前も同様に1回に60円以上多く支出されています。

ウ 足利市の回答の問題点

請求人が、平成20年9月4日付け「福祉タクシー料金補助事業実施要綱の件」として「2障害者割引適用時の基本料金」(資料1)についてとして、この点を正しましたところ、足利市長からは「利用回数に応じて協力企業へ助成を行っております」「助成額は、運輸局より認定された運賃＝基本金額＝定額としております」との回答(資料2)を得ました。定額という規定は、同要綱にはありませんし、何の定額かは、要綱の目的に絞られると存じます。

障害者に交付され、利用されたタクシー券を基に協力企業と精算を行うことを「協力企業へ助成」とするのは誤りで、障害者への助成が正しく、これでは本末転倒ですし、「助成額は、運輸局より認定された運賃＝基本金額＝定額」とすることは、一般運賃の適用を前提としており、本件のように、障害者を対象としたタクシー券制度(福祉タクシー料金補助事業)を適用

するにあたっては誤りであり、運輸局より障害者を対象とした「障害者割引」運賃が認可されていることに反するものです。

(2) 対象行為が違法あるいは不当であることの理由

ア 福祉タクシーの障害者割引は、当然に適用されるべき

平成20年9月4日に、国土交通省関東運輸局栃木運輸支局輸送旅客係に「障害者割引運賃の適用方についての疑義」(資料9)としてお尋ねしましたところ、口頭ではありますが「貴兄の意見の通り」との回答を得ました。

つまり「障害者割引対象者の初乗り運賃は、通常の初乗り運賃の割引適用後の運賃」となることは明らかです。

また、この点を明らかにするために関東運輸局自動車交通部旅客第二課より、平成19年9月19日に「タクシーの障害者割引適用時の取り扱いについて」が記者発表され、「利用者が手帳を提示し、本人確認が出来たにもかかわらず割引を適用しなかった場合」には道路運送法違反に該当すると広報(資料10、11)しています。

足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱(資料3)では、同要綱第8条で「利用者がタクシーに乗車する場合に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示するものとする」と提示を義務付け、足利市福祉タクシー事業実施協定書(資料4、5)第2条において、同要綱で提示を義務付けられた「タクシー券の交付を受けた者」が「協力企業が運行するタクシーで、利用者がタクシー券を使用」し、そのタクシー券を集計して、利用料金の請求を足利市に出来るものとする、と構成しています。

つまり、タクシー券の所有者は、障害者であることが前提であり、タクシー券の所持者には、障害者割引が適用されなければならないのです。

イ 基本料金と障害者割引適用と法的(要綱上の)整合性

『足利市福祉タクシー補助事業』にかかる質問について(回答)(資料2)では、「障害者が基本料金内の距離で利用された場合は、基本料金の割引の形になることもあるかと思われませんが、現在の要綱では、このような割引を想定し基本料金の助成を減額することになっておりません」と回答されています。

しかし、足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱(資料3)では、第1条で「その基本料金を助成する」とあり、「交通機関を利用することが困難な障害者が、通院等のためタクシーを利用する場合」と定め、障害者が利用する、と利用行為が限定されているのであり、そのための基本料金といえば、障害者割引が適用されて当然なのであり、足利市の上記回答には、法的な整合性も何もありません。要綱の名称からも裏付けられます。

ウ タクシー券を一般人の基本料金とする違法・不当性

タクシー券で助成されるべき金額は、障害者割引適用後の基本料金(初乗り料金)であり、市長ないしすべての支出手続きに関わった担当者らが行った支出は、足利市福祉タクシー料金補助事業実施要綱(資料3)に定める障害者を対象とした制度の勝手な解釈による形骸化を図ると同時に違法・不当な支出に該当するものです。

なお、障害者割引制度を熟知している協力企業が、仮に、足利市長が解するように「障害

者が基本料金内の距離で利用された場合は、基本料金の割引の形になることもあるかと思われ
れますが、現在の要綱では、このような割引を想定し基本料金の助成を減額することにはな
っておりません」ということで、基本料金内の距離で使用した者から、割引前の金額（710
円）を受け取っていたら道路運送法違反となりますが、それを足利市の解釈で「是」として
いるのなら、足利市も協力企業も共同正犯となります。

(3) 監査委員に求める措置の内容

監査委員は、市長ほか関係機関に対し、上記違法不当な公金支出行為による損害を補填する、あるいは足利市の損害を防止、回復するために有効な措置を講じるよう勧告していただきたいと存じます。

2 請求者

住所（略）

職業（略）

氏名（略）

上記の通り、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

事実証明書（略）

平成 20 年 11 月 15 日

足利市監査委員 あて

（個人情報保護の観点から、個人名を請求人と表示しています。）